

日光市内の公共建築物等における「日光の木」利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項及び日光市建築物等木材利用促進方針に基づき、栃木県木材業協同組合連合会(以下「甲1」という。)並びに日光木材業協同組合(以下「甲2」という、また「甲1」「甲2」をあわせて「甲」という。)および、日光市(以下「乙」という。)は、日光市内の公共建築物等における「日光の木」利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「日光市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する構想(以下、「甲の構想」という。)」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、甲の構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 日光市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する構想

(1) 構想の内容

甲は、乙が行う日光市内における公共建築物等の整備に対し、構造や内外装に「日光の木」を積極的に活用できるよう、乙に対して技術支援や活用可能な情報の提供を行うことにより、「2050年ゼロカーボンシティ宣言～多彩な環境交流を楽しみ、育む、持続可能な都市・日光～」の実現や市内木材産業の活性化に努め、森林環境と資源の保全及び地域経済の発展に貢献していく。

(2) 構想の達成に向けた取組の内容

ア 甲は、乙が進めている小来川公民館の整備における「日光の木」の積極的な活用への協力を契機として、日光市内における公共建築物等の木造化及び木質化への取組に対する技術支援等を行うとともに、これらの取組を広く情報発信することにより、「日光の木」の利用について積極的な普及啓発に努める。

イ 甲は、乙が行う日光市内における公共建築物等の木造化及び木質化に対して、「日光の木」の安定供給に努める。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向け、甲に対し、定期的な情報共有及び意見交換への協力並びに本協定に基づく甲の取組を積極的に広報する。

4. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。

5. 実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

6. 協定の変更及び解除

甲及び乙のいずれかが、この協定の内容の変更又は解除を書面により申し出たときは、その都度協議の上、この協定の内容の変更又は解除を行うことができるものとする。

7. 疑義の協議

この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲1・甲2・乙が記名の上、各自その1通を保管する。

令和6年10月1日

甲1 栃木県宇都宮市新里町丁277番地1
栃木県木材業協同組合連合会

理事長

東泉清寿

甲2 栃木県日光市平ヶ崎200番地1
日光木材業協同組合

理事長

守達紀和

乙 栃木県日光市今市本町1番地

日光市長

松川昭一